

あいち消費者教育 レポート

Vol.
34

平成30年12月発行

学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校等の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、若者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として取りまとめました。是非、授業等での消費者教育の取組に御活用ください。

未成年者に多い消費者トラブル

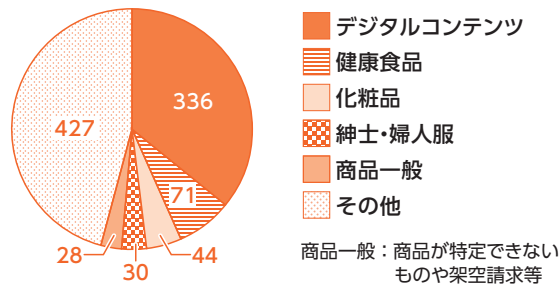
平成29年度に愛知県に寄せられた相談件数^{*}は47,570件で、前年度と比べて9.1%増加しました。

そのうち、未成年者からの相談は936件で、相談件数全体の約2%を占めています。

未成年者に最も多い消費者トラブルは、アダルト情報サイトやオンラインゲーム等のデジタルコンテンツで、平成29年度の相談件数は336件となり、未成年者からの相談の約35.9%を占めました。

^{*}愛知県及び市町村に寄せられた相談件数

【未成年者の主な相談内容】 (単位:件)



こんな相談が寄せられています!

無料だと思っていたら…ワンクリック請求!

無料だと思ってアクセスしたサイトで、「18歳以上」を選ぶと、突然登録となって高額な請求画面が表示された。慌てて画面に書かれた連絡先に電話をすると「解約料を払わなければ退会できない」と高額な解約料を請求された。

請求は無視!

年齢確認画面を選択しただけでは、有効な申込みをしたことにはならず、契約は成立していません。

相手には絶対に連絡しない!

連絡をすると、個人情報や聞き出されたり、金銭を請求されたりする恐れがありますので、絶対に連絡しないようにしましょう。



架空請求メールにも御注意ください!

身に覚えのない「有料動画の未納料金」等を請求するメールが突然届く架空請求の相談が増加しています。大手通信販売会社のような名称を騙り、「法的手続き」等の言葉で不安をあおって連絡するよう誘導しますが、連絡をすると金銭を請求される恐れがあります。請求は無視し、相手には絶対に連絡しないようにしましょう。

1回限りのお試しのつもりが…インターネット通販に関するトラブル!

SNSの広告で、お試し価格に惹かれて購入したダイエットスムージー。1回だけ購入したつもりが、翌月にも商品が届いたため販売会社に問い合わせると、気が付かないうちに5回の定期購入の申込みをしたことになっていた。

申込み前には購入・返品条件等をしっかり確認しよう!

通信販売はクーリング・オフ制度の適用がなく、返品は、事業者の返品特約に従うことになります。

また、いわゆる「定期購入契約」の場合、通信販売の広告や申込画面及び確認画面上に「定期購入契約」である旨及び金額、契約期間、その他の販売条件を表示することになっていますので、申込前にしっかり確認しましょう。



消費者教育研究校等の取組紹介

愛知県において消費者教育を推進する「消費者教育研究校」等の取組を紹介します。

平成29年度消費者教育研究校：愛知県立知立高等学校 愛知県立加茂丘高等学校 愛知県立岡崎商業高等学校
中学校における取組：北名古屋立訓原中学校 安城市立安城南中学校

公民科における実践授業 (愛知県立知立高等学校 田中見佳 教諭)

1 題材

成年年齢引下げの議論を背景に「契約」の意義を問う -弁護士と教員による授業開発-
(第2学年 科目「現代社会」3単位)

2 ねらい

契約の意義や消費者契約法・特定商取引法等の消費者法を理解し、実際に起こり得る消費者被害について、習得した知識をもとに思考・判断し、課題を解決できる能力を身に付けさせる。

3 授業計画及び取組

時 限	学習段階	指導内容
1・2	知識の習得	消費者主権、情報の非対称性、消費者問題の歴史、「消費者の四つの権利」、消費者法、消費者行政等、「消費者に関する問題」について、教科書を中心に学習する。
3		契約の法的意義や効果、民法の未成年者取消権、クーリング・オフ制度について、教科書を中心に学習する。
4	習得した知識の活用 (課題解決学習)	消費者庁発行の『消費生活年報2017』に掲載されたデータから、消費者問題の動向を把握する。次に、今後取り組むグループワークの説明を行う。
5・6		各グループのテーマで消費者被害に関する問題の解答を考える。はじめに個人で考えた後、それをもとにグループで話し合い、正解及び不正解の選択肢を作成する。KP(紙芝居プレゼンテーション)法を使って発表できるように、問題のストーリーの絵(8枚前後)と二つの選択肢(一つの選択肢につき2枚)をA3用紙に描く。
7・8		1グループ3分で、問題のストーリーと解答となる二つの選択肢を発表する。発表を聞いている生徒は、問題の解答を考え、どちらの選択肢が正解と思うか、挙手をする。その後、弁護士が問題の正解を発表し、解説及び講評を行う。
9	まとめ	民法の成年年齢引下げに関する新聞記事や資料集を使い、なぜ成年年齢引下げの議論があるのか、成年年齢が引き下げられた場合、どのような影響や課題が発生するかについて考える。
10		消費者庁作成教材「社会への扉」を活用し、今まで学習した内容について契約を中心に振り返る。また、この教材に掲載されているクレジットカードや消費生活センターの役割についても触れる。

今回の授業実践では、弁護士の黒柳良子氏、今泉麻衣子氏(ともに愛知県弁護士会所属)の協力をいただき、生徒が取り組む問題作成を共同で行った。また、生徒の問題作成を指導できるように、問題の解説を作成することを予め弁護士に依頼した。第7時限では、各グループの発表に対して、弁護士が解説及び講評を行った。



【解説をする弁護士】

4 生徒の感想

- ・今回の契約についての授業は、契約の法律や制度についてノートにまとめるだけではなく、グループでの話し合いや実際に弁護士の先生による解説があったことで、より理解を深めることができた。
- ・学んだことを生かして、クイズ形式の問題を解くことで、楽しく学べ、記憶に残った。
- ・契約について学んだことをきっかけに、政治についての興味もわいてきたので、もっと政治にも関心をもっていこうと思った。

5 成果

事後アンケートで、「契約について理解することができた・ほぼ理解することができた」との回答が大多数(95%)を占めた。よって、ねらいを概ね達成できたと考えている。

6 おわりに

弁護士の先生と共同で授業を行うことで、生徒と同様に「消費に関する問題」について多くのことを学ぶことができた。さらに、外部講師を活用することにより、生徒の学びを深められることを改めて実感した。成年年齢引下げを背景に、高等学校における消費者教育は喫緊の課題である。今後も継続的に消費者教育を行っていきたい。

家庭科における実践授業 (愛知県立加茂丘高等学校 安達容子 教諭)

1 題材

自ら考えて行動できる消費者市民を目指して (第1学年 科目「家庭基礎」2単位)

2 ねらい

消費者教育教材や外部講師を活用し、「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業展開を充実させる。生徒に消費者市民としての自覚をもたせ、自ら考えて行動する力を身に付けさせる。

3 授業計画及び取組

(1) 「経済生活を営む」(9時間)

ア 消費者教育教材の活用

生徒の実態に合わせ、主体的・対話的な授業実践ができるワークシートを作成した。

<参考資料・教材> ※有料

- ・「あいち暮らしっく」(愛知県県民生活課)
- ・「社会への扉」、DVD「もしあなたが消費者トラブルにあったら -消費者センスを高めよう!-」
「消費者センスを身につけよう」、「消費者ホットライン188」(消費者庁)
- ・「思わず伝えたい『消費者市民社会の話』」(NACS((公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会))
- ・カード型ゲーム教材「マークでカルテット」※((公財)消費者教育支援センター)
- ・DVD「エシカルコンシューマーを目指して～持続可能な消費生活～」※(教育図書株式会社)

イ 外部講師の活用

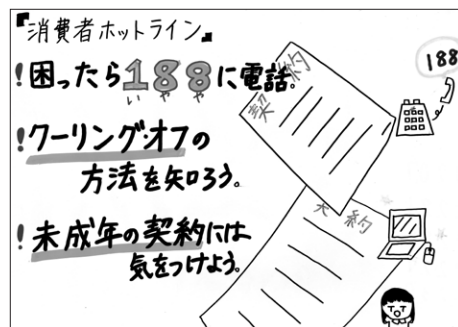
県民生活課と連携し、消費生活相談員を活用した模擬体験を実施し、相談の仕方や対処法、最新の手口、「あいち暮らしWEB」の活用法等を学んだ。生徒の実態に合わせ、模擬体験の事例を「ネット通販によるトラブル」と「スマホ発火による火傷」とした。事前に事例のシナリオ作成や相談員への質問を準備し、当日の役割(ナレーション、相談者、質問者等)を決めた。



【模擬体験授業の様子】

(2) 総合的な学習の時間を活用した啓発活動

学習した「エシカルコンシューマー」「人・社会・環境に配慮したマーク」「契約」「消費者信用」「消費者市民社会」について、全校生徒と教員を対象にクイズ形式を取り入れた参加型発表会を実施した。また、啓発ポスターを制作し、発表会で紹介した後、校内掲示を行った。



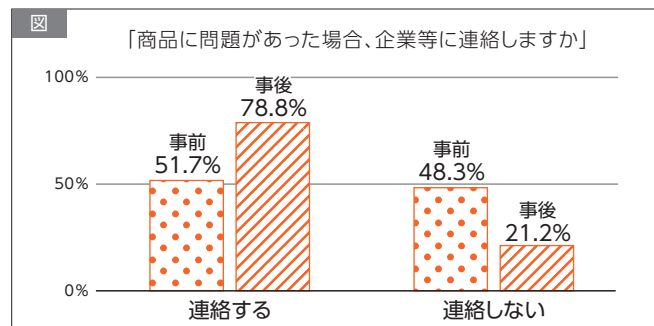
【啓発ポスター】

4 生徒の感想

- ・相談員さんは、聞き取りがとても丁寧で、しっかりアドバイスをくださるので、安心して相談できると思った。
- ・ネットで購入する時は住所や氏名、返品規約などをしっかりと調べ、安心・安全な買い物をしたい。
- ・もし詐欺に引っかかってしまった場合は、相談窓口へ相談したい。

5 成果

生徒への事前・事後アンケート(図)、消費者力検定を実施した結果から、消費者市民として正しい知識や適切な行動を理解させることができた。また、消費者トラブルに遭遇した場合、自ら行動しようとする気持ちを芽生えさせることができた。



6 おわりに

消費者教育教材や外部講師を活用する「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業展開は、効率的・効果的な実践につながった。また、生徒主体の啓発活動は知識・技能を定着させ、消費者市民としての自覚を促すことにつながった。今後も消費者教育における指導力向上のために研鑽を積み、充実を図りたい。

商業科における実践授業 (愛知県立岡崎商業高等学校 岡本仁絵 教諭)

1 題材 消費者市民社会の形成に主体的に参画する消費者を育成するために
(第1学年 科目「ビジネス基礎」3単位)

2 ねらい 消費者トラブルの低年齢化に対応するため、科目「ビジネス基礎」において、希少性と価格の関係性に
着目させるとともに、消費者トラブルに関する知識や対処法を習得させ、一消費者としてより良い消費
者市民社会構築のため、積極的に関与することができる態度を育成する。

3 授業計画及び取組

(1) 希少性と価格の関係性の学習(1時間)

教科書 [単元] 第2章 経済と流通の基礎 1節 経済のしくみとビジネス

内容 消費者の生活に希少性が関わっていることを身近な例から理解した。また、トラブル心理チェックを行い、
だまされやすさをタイプ別に診断することで、消費者トラブルが年齢
に関係なく誰にでも起こり得る可能性があるということを意識した。

(2) あいち消費者市民講座の活用(1時間)

講師 司法書士 花井茂樹氏 杉浦洋史氏(ともに愛知県司法書士会所属)

テーマ 「若者に多い消費者トラブル事例」

内容 希少性を騙る手口を中心としたトラブル事例や対処法について
学んだ。社会に対して声を挙げること、主体的に社会に参画する
意義について分かりやすく説明を受けた。



【講座の様子】

(3) ワークショップの活用及び発表(3時間)

テーマ 「消費者トラブルが起きない社会にするために自分たちができる
ことはないだろうか」

方法 ブレインストーミング・KJ法(4又は5人の8グループ)



【発表の様子】

(4) 作成及び取組(3時間)

取組例 校内にポスター掲示(マスコットキャラクター、新聞記事クイズ、4コマ漫画、心理テスト等)

校外にポスター掲示(岡崎市役所内消費生活センター、名鉄東岡崎駅、薬局等)

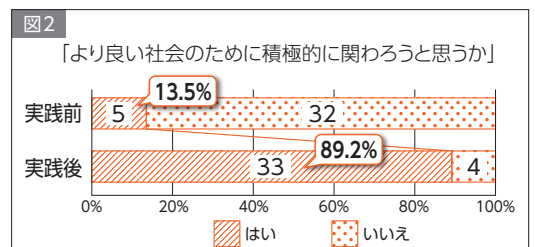
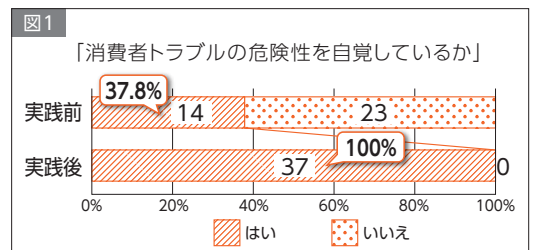
消費者トラブル防止カード作成配布、広報紙「市政だよりおかざき」(平成30年9月1日号掲載)、
中日新聞「発言ヤング」投稿(平成30年4月13日朝刊掲載)

4 生徒の感想

- ・自分は詐欺には絶対に遭わないと思っていたけど、どこにでも危険は潜んでいるということや、年齢に関係なく詐欺に
対してもっと危機感をもたなければならないということに気付いた。
- ・詐欺防止のポスターを様々なところに貼ったので、少しでも詐欺を防止できたら嬉しい。小さなことだけど、より良い
社会の発展に協力できたので良かった。
- ・自分たちで考え、社会に呼び掛けられることで達成感を味わった。消費者トラブルだけではなく、社会に対して何が
できるか考えることが大事だと分かった。

5 成果

本実践により、消費者トラブルの知識や対処法を身に付けさせる
だけでなく、消費者トラブルが他人事ではなく自分の身にも起こり
得るという意識の変化が全生徒に見られた。[図1]また、多くの生徒
が一消費者としてより良い社会の発展のために積極的に関与する
姿勢を育むことができた。[図2]



6 おわりに

年間を通して研究に取り組んだことで、生徒同士でしっかりと話し
合いをする時間を設けることができた。生徒の案が形になるまで簡単
ではなかったが、高校生ならではの豊かな発想力や行動力により実行
につなげることができた。今後も引き続き実践を続け、消費者市民
社会の形成に主体的に参画する消費者を育成していきたい。

中学校 社会科(公民的分野)における実践授業 (北名古屋市立訓原中学校 近藤稔 教諭)

1 題材 「契約と消費生活」(第3学年 教科「社会科(公民的分野)」 単元名 消費生活と経済)

2 ねらい 契約についての理解を深め、自立した消費者になるための判断力、対応力を身に付ける。

3 授業計画及び取組(3時間完了)

(1) 授業計画

第1時 消費者主権と契約自由の原則について知る。

第2時 さまざまな消費者問題について知り、対応方法や注意すべき点を話し合う。

第3時 消費生活センター等の資料をもとに、契約の際の留意点を考える。

(2) 取組内容

第1時は、教科書を使用し、契約の定義や消費者問題の原因について学習した。

第2時は、前半は教科書で消費者問題への行政の対応を学習し、後半は調べ学習の成果をそのままグループ活動に生かすため、タブレットPCを活用して契約に関する事例を例示し、グループで事例の問題点を話し合った。

第3時は、タブレットPCを用いて、消費生活センター等のサイトを使用して契約の際の留意点を調べ、各自が契約の際に注意すべきことを考えた。



【タブレットPCで調べる生徒】

4 生徒の感想

- ・契約が成立していても、契約者が「未成年」で、親の同意がなければ、取り消すことができるということを初めて知った。
- ・契約を結ぶ際には、細かな注意事項までよく読み、理解したうえで署名(クリック)しなければならないと思った。

5 成果

消費者問題の多くは、消費者が知識をもっていれば巻き込まれずにすむものが多い。今回取り上げた内容は、このいろいろな契約をする生徒にとって必要なことが多い。学習を通じて、契約の場面では安易に決定せず、十分に検討することの大切さを実感できたのではないかと思います。

中学校 技術・家庭科における実践授業 (安城市立安城南中学校 宇佐美智尋 教諭)

1 題材 「消費者トラブルに巻き込まれないために」(第2学年 教科「技術・家庭科(家庭分野)」 単元名 身近な消費生活)

2 ねらい さまざまな種類の消費者トラブルの内容や対処法について学び、トラブルに巻き込まれないために自分たちができることを考え、生活に生かせるようにする。

3 授業計画及び取組(4時間)

(1) 「悪質商法対策ゲーム」から学ぼう(1時間)

悪質商法の事例を学ぶことのできる「悪質商法対策ゲームⅡ(有料教材)」((公財)消費者教育支援センター)を活用し、さまざまなトラブルの内容や対処法について学んだ。

(2) 消費者トラブルに巻き込まれないために(2時間)

5~6人ずつのグループにわかれて、悪質商法の事例を基にしたロールプレイングを行った。2時間目では、そのグループで消費者トラブルに巻き込まれないようにするためにどうすればよいかをワークシートを使用しながら考えた。

(3) 消費者トラブル対処法(1時間)

消費生活センターや、クーリング・オフ制度などの消費者を支える仕組みや、消費者の権利、責任について学んだ。

4 成果

悪質商法対策ゲームを活用したことで、現在の自分に多いトラブルだけでなく、これから先に巻き込まれる可能性のある、いろいろな悪質商法の例に触れることができた。

ロールプレイングを活用した授業では、だまされる過程にはさまざまな要素があり、怪しいサイトにはアクセスしないことや、甘い話には立ち止まって考えることの大切さに気付いた。

消費者トラブル対処法の授業では、実際にクーリング・オフ制度を使用するときの注意点や消費生活センターに相談することの大切さについて知ることができた。また、最寄りの消費生活センターについて知ることでもでき、実際の生活につながるようになった。



【悪質商法対策ゲームⅡ】



【ロールプレイングの台本を読む生徒】

学校での消費者教育を応援します!

無料で講師を派遣します!

学校等における消費者教育を推進するため、教員の消費者教育研究やPTA・生徒向けの研修・授業等へ、弁護士、司法書士、消費生活相談員等の講師を無料で派遣しています。是非、御活用ください。

教員・指導者向け講座

- ・消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
- ・対象者の年齢や特性に応じた教育プログラムの提案
- ・効果的な指導方法の工夫や教材の活用法 など

児童・生徒・PTA・ 一般消費者向け講座

- ・消費者市民社会について
- ・消費者トラブルの紹介と対処法
- ・持続可能な消費の実践 など



映像教材を貸出します!

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関する映像等の教材(DVD)の貸出を行っています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などで是非、御活用ください。



あいち暮らしWEB・あいち暮らしっく あいち消費生活情報メールマガジンのご案内

【消費生活情報 あいち暮らしWEB】

消費者トラブル事例、ゲーム教材等を掲載しています。

掲載
教材

- ・消費者トラブルかるた
- ・トラブル心理チェック
- ・消費者教育アニメ「かしこい消費者市民になろう!」
(教員向けマニュアル、授業用教材ダウンロードあり)など

あいち暮らしWEB 検索

【消費生活情報 あいち暮らしっく】

消費者トラブルを始め、幅広い消費生活情報や、消費者市民に必要な知識・情報を掲載しています。授業や研修などの資料として御活用ください。

133号:若者向け特集号

あいち暮らしっく 検索

【あいち消費生活情報メールマガジン】

最新の消費者トラブル情報や消費者教育、消費生活に関するイベント情報等を月に1度お届けします。

是非、御登録ください!

御登録はあいち暮らしWEB

又はこちらから

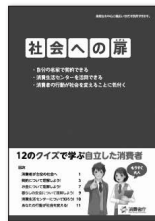


お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課まで! 電話 052-954-6603

消費者庁作成教材・ポータルサイト

【高校生(若年者)向け消費者教育教材「社会への扉」】

※生徒用教材は、主として高校生を対象とした消費者教育の教材ですが、適切な指導があれば、若年者を中心に幅広い世代で活用できます。



生徒用教材



教師用解説書

【消費者教育ポータルサイト】

※左記「社会への扉」のほか、御自身のニーズに合った教材の検索・掲載ができます。

消費者教育ポータルサイト 検索

・・・消費者ホットライン(身近な消費生活相談窓口を御案内します。)・・・

トラブルに遭ったり、不安な場合は
お早めに御相談ください。

☎ 188 (いやや!) 局番なし

編集:教員情報提供紙ワーキンググループ

田中 見佳(愛知県立知立高等学校)

安達 容子(愛知県立加茂丘高等学校)

岡本 仁絵(愛知県立岡崎商業高等学校)

有村 武志(稲沢市立平和中学校)

渡部 純次(愛知県教育委員会高等学校教育課)

梶江 竜秀(愛知県教育委員会義務教育課)

安藤 英樹(名古屋市中区消費生活センター)

奥村 広一(愛知県県民文化庁県民生活課)

日置 英鋭(愛知県県民文化庁県民生活課)

横溝 夏子(愛知県県民文化庁県民生活課)